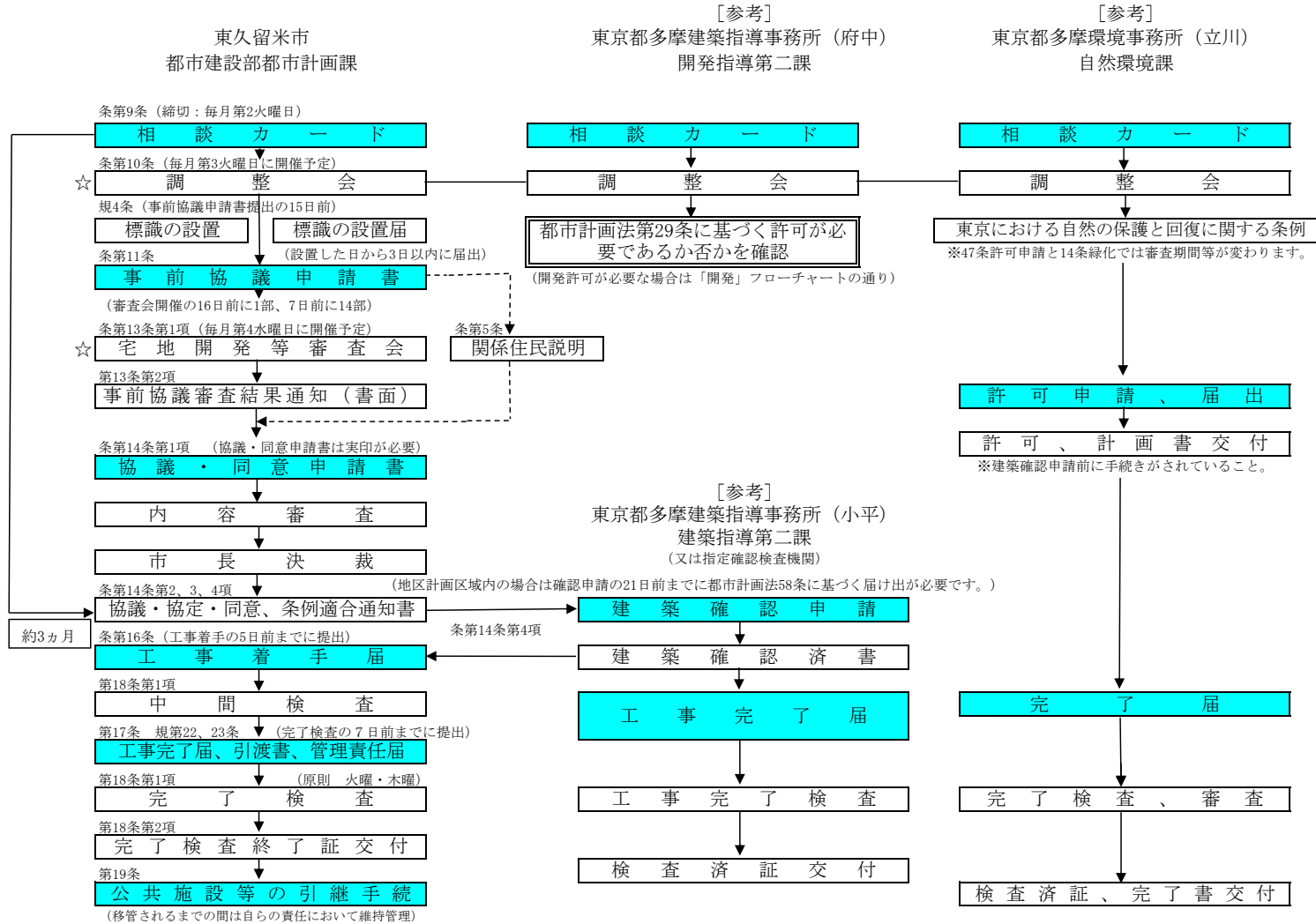


「東久留米市宅地開発等に関する条例」申請手続きフローチャート

R5.7.1

(3) 特殊建築物、(5) 中高層建築物、(6) 集合住宅

- ※・ は、事業者が提出するもの。
- ・☆は月に1回の開催になります。
- ・相談カード提出期限等詳細については各事務所に確認をしてください。
- ・東京都のフローチャートについては参考情報になります。



- 協議・同意申請書は、全ての書類を添えて提出してください。なお、受理から協定締結までは2週間程度かかります。
- 協議・同意の申請が、事前審査結果通知送付日から90日以内に行われなない場合は、事前協議はなかったものとみなします。（条例第14条第5項）